

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-B-18-0008_改1
提出年月日	2021年10月29日

VI-1-10-6 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

放射性廃棄物の廃棄施設

O 2 ③ VI-1-10-6 R 2

2021年10月

東北電力株式会社

1. 概要

本資料は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

女川原子力発電所第2号機における設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の相互関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の相互関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した、女川原子力発電所第2号機における設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-1により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-9により示す。

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

各段階		プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
			◎：主担当	○：関連	本店	発電所	供給者	
VI-1-10-6 R 2 ③ O 2 設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	◎	—	—	・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・技術基準規則	—	—
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	—	—	・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・安全審査指針 ・技術基準規則 ・旧技術基準規則	・様式-2	・工事計画認可申請に係る品証様式 および基本設計方針の個別レビュ ー要領「品証様式のチェックシ ート」
	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成（設計1）	◎	—	—	・様式-2 ・技術基準規則	・様式-3 ・様式-4	・工事計画認可申請に係る品証様式 および基本設計方針の個別レビュ ー要領「品証様式のチェックシ ート」
						・様式-2 ・様式-4 ・実用炉規則別表第二 ・技術基準規則	・様式-5	
						・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・技術基準規則	・様式-6 ・様式-7	
						・基本設計方針	・様式-5	
						・様式-2 ・様式-5 ・基本設計方針	・様式-8 の「設工認設計結果（要目表 ／設計方針）」欄	—
	3.3.3 (2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するた めの設計（設計2）	◎	—	—	「原子炉冷却系統 施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照
		1. 共通的に適用される設計	「原子炉冷却系統 施設」参照			「原子炉冷却系統施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照	「原子炉冷却系統施設」参照
		2. 放射性廃棄物の廃棄施設の設計	◎	—	—	・様式-2 ・基本設計方針 ・既工認 ・設置変更許可申請書 ・設備図書	・要目表	—
		3. 放射性廃棄物の廃棄施設の兼用に関する設計	3.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び 兼用する機能の確認			・様式-2 ・様式-5 ・基本設計方針 ・設置変更許可申請書	・機能単位の系統図 ・設定根拠の「(概要)」部分	—

③ VI-1-10-6 R 2

○ 2

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
		◎：主担当	○：関連	本店	発電所	供給者	
工事及び検査	3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 ① 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 ・排気筒 ② 壇その他の設備	◎	—	○	・設備図書 ・機能単位の系統図 ・設定根拠の「(概要)」部分 ・業務報告書	・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	・仕様書
	3.3.3 (3) 設計のアウトプットに対する検証	◎	—	—	・様式-2～様式-8	—	・基本設計アウトプット
	3.3.3 (4) 設工認申請書の作成	◎	—	—	・設計 1 ・設計 2 ・工事の方法	・設工認申請書案	・工事計画認可申請 申請書類の記載の適切性確認要領「適切性確認チェックシート」
	3.3.3 (5) 設工認申請書の承認	◎	—	—	・設工認申請書案	・設工認申請書	・原子炉施設保安委員会議事録
	3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計 3）	—	◎	○	・設計資料 ・業務報告書	・様式-8 の「設備の具体的設計結果」欄	・仕様書
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	◎	○	・仕様書 ・工事の方法	・工事記録	—
	3.5.2 使用前事業者検査の計画	—	◎	○	・様式-8 の「設工認設計結果（要目表／設計方針）」欄及び「設備の具体的設計結果」欄 ・工事の方法	・様式-8 の「確認方法」欄	—
② VI-1-10-6 R 2	3.5.3 検査計画の管理	—	◎	○	・適合性確認の検査計画	・検査成績書	—
	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	◎	○	・溶接部詳細一覧表	・工事記録	—
	3.5.5 使用前事業者検査の実施	—	◎	○	・様式-8 の「確認方法」欄 ・工事の方法	・検査要領書	—
		—	◎	○	・検査要領書	・検査記録	—
	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ	—	◎	○	—	・検査記録	—

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定	保安規定	備考
						「品質マネジメントシステム計画」の適用有無	「品質マネジメントシステム計画」の適用有無	
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物処理系	主配管	N21-F155A, B 及び N21-F156～排ガス予熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス予熱器～排ガス再結合器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス再結合器～排ガス復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス復水器～排ガス予冷器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス予冷器～排ガス乾燥器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス乾燥器～前置フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				前置フィルタ～活性炭式希ガスホールドアップ塔	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				活性炭式希ガスホールドアップ塔連絡管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				活性炭式希ガスホールドアップ塔～排ガス粒子フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス粒子フィルタ～排ガス真空ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス真空ポンプ～排ガス循環水タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス循環水タンク～排気筒	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス循環水タンク出口配管分岐点～排ガス粒子フィルタ出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				N33-F152A, B～排ガス循環水タンク出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			排気筒	排気筒（支持構造物（鉄塔及び基礎）は第2, 3号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			放射性ドレン移送系	主要弁	K11-F003(ドライウェル機器ドレンサンプ第一隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					K11-F004(ドライウェル機器ドレンサンプ第二隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					K11-F103(ドライウェル床ドレンサンプ第一隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					K11-F104(ドライウェル床ドレンサンプ第二隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				主配管	ドライウェル機器ドレンサンプポンプ～K11-F003	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					K11-F003～原子炉格納容器配管貫通部(X-51)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					K11-F004～廃液收集槽入口收集管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					ドライウェル床ドレンサンプポンプ～K11-F103	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					K11-F104～ドライウェル機器ドレンサンプポンプ出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					原子炉建屋原子炉棟機器ドレンサンプポンプ～廃液收集槽入口收集管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					原子炉建屋廃棄物処理区域機器ドレンサンプポンプ～廃液收集槽入口收集管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					タービン建屋機器ドレンサンプポンプ～廃液收集槽入口收集管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					原子炉建屋原子炉棟床ドレンサンプポンプ～床ドレン・化学廃液收集タンク入口收集管(床ドレン用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 「7・3・設計開発」の適用有無 品質マネジメントシステム計画	保安規定 「7・4・調達」の適用有無 品質マネジメントシステム計画	備考
								備考
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性ドレン移送系	主配管	原子炉建屋廃棄物処理区域高電導度ドレンサンプポンプ～床ドレン・化学廃液収集タンク入口収集管(化学廃液用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				タービン建屋高電導度ドレンサンプポンプ～床ドレン・化学廃液収集タンク入口収集管(化学廃液用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				タービン建屋床ドレンサンプポンプ～床ドレン・化学廃液収集タンク入口収集管(床ドレン用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		機器ドレン系	主配管	廃液収集槽入口収集管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液収集槽～廃液収集ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液収集ポンプ～廃液移送ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液移送ポンプ～廃液ろ過器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液ろ過器～廃液脱塩器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液脱塩器～廃液サンプル槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液サンプル槽～廃液サンプルポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液サンプルポンプ～P13-F035	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液ろ過器～K21-F103	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		液体廃棄物処理系	主配管	廃液脱塩器～床ドレン・化学廃液脱塩器出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液収集タンク入口収集管(床ドレン用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液収集タンク入口収集管(化学廃液用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液収集タンク～床ドレン・化学廃液収集ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液収集ポンプ～床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置加熱器入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置循環ポンプ～床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置加熱器～床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置蒸発缶	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置蒸発缶～床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置循環ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液収集ポンプ出口配管分岐点～K22-F001A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置蒸発缶～床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置デミスター	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		床ドレン・化学廃液系	主配管	床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置デミスター～床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置復水器～床ドレン・化学廃液調整タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液調整タンク～床ドレン・化学廃液調整ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液調整ポンプ～床ドレン・化学廃液脱塩器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	「品質マネジメントシステム計画開発」の適用有無	保安規定「品質マネジメントシステム計画」の適用有無	備考
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物処理系	床ドレン・化学廃液系	主配管	床ドレン・化学廃液脱塩器～K21-F202	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液脱塩器～床ドレン・化学廃液サンブルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液サンブルタンク～床ドレン・化学廃液サンブルポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液サンブルポンプ～廃液サンブルポンプ出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレン・化学廃液サンブルポンプ出口配管分岐点～放水路配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				第1号機ランドリドレン系～放水路 (第1, 2号機共用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	固体廃棄物処理設備	サイトバンカ設備	主配管	サイトバンカ貯蔵プール～スキマサークタンク (第1号機設備、第1, 2, 3号機共用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				スキマサークタンク～プール水循環ポンプ (第1号機設備、第1, 2, 3号機共用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				プール水循環ポンプ～プール水ろ過器 (第1号機設備、第1, 2, 3号機共用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				プール水ろ過器～サイトバンカ貯蔵プール (第1号機設備、第1, 2, 3号機共用)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		廃スラッジ系	主配管	デカントポンプ～廃液収集槽入口収集管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				復水系逆洗受タンク～復水系逆洗移送ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				復水系逆洗移送ポンプ～浄化系沈降分離槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				浄化系沈降分離槽～デカントポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				使用済樹脂貯蔵槽～デカントポンプ入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				浄化系沈降分離槽～スラッジ放出ポンプ入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				K21-F101～浄化系沈降分離槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				K21-F103～浄化系沈降分離槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		濃縮廃液系	主配管	K21-F201～使用済樹脂貯蔵槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				K21-F202～使用済樹脂貯蔵槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				使用済樹脂貯蔵槽～スラッジ放出ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				スラッジ放出ポンプ～固化系乾燥機給液タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				K22-F001A, B～濃縮廃液貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				濃縮廃液貯蔵タンク～濃縮廃液ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				濃縮廃液ポンプ～固化系乾燥機給液タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

注記* : 「—」は、該当する系統が存在しない場合を示す。